

新型コロナウイルス感染症借換融資保証 (県コロナ借換)

制度の特徴

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい経営環境にある県内中小企業者の返済負担軽減を図ることを目的とした制度です。

コロナ関連制度の保証付融資のみ、借換の対象となります。

対 象 者	次のいずれかに該当し、かつ「事業計画書」を策定した中小企業者 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得した中小企業者 2.売上減少要件、粗利益減少要件のいずれかに該当すること（SN認定書不要、一般保証枠で対応、詳細は制度要綱参照）
保 証 限 度 額	8, 0 0 0 万円
保 証 期 間	1 5 年以内
据 置 期 間	5 年以内 (据置期間が1年超の場合、モニタリング必須)
金 利	1.0%以内 (10年超は変動金利1.15%以内)
保 証 料	一般枠 0.13~1.15% SN4号 0.6% SN5号 0.5%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)